和歌山県 港湾•海岸関係 許認可処分等審査基準

和歌山県 県土整備部 港湾空港局 港湾空港課

令和4年4月

目 次

1.	港湾区域内及び港湾隣接地域内における工事等の許	<u>ਹ</u> 1
2.	港湾占用料等の減免	3
3.	港湾施設の使用許可	4
4.	港湾施設用地の使用許可	6
5.	港湾施設への工作物その他の設備の設置許可	8
6.	港湾施設の現状に変更を加える行為許可	10
7.	港湾施設使用料の還付	12
8.	港湾施設使用料の減免	13
9.	マリーナにおける行為の許可	14
10.	マリーナにおける工作物等の設置許可	15
11.	マリーナにおける使用料の減免	16
12.	臨港地区分区内の建設等の許可	17
13.	和歌山下津港入港料の減免	18
14.	和歌山下津港入港料の還付	19
15.	海岸保全区域の占用許可	20
16.	海岸保全区域内の行為許可	22
17.	一般公共海岸区域の占用許可	24
18.	一般公共海岸区域の行為許可	26
19.	海岸占用料等の減免	28
20.	海岸占用料等の還付	29
21.	海岸占用料等の延滞金の減免	30
22.	海浜公園における行為許可	31
23.	海浜公園における使用料等の減免	32
24.	海底の土地の使用許可	33
25.	海底の土地使用料の減免	35
26.	海底の土地使用料の還付	36
27.	公共海岸の営利利用(海の家・キャンプ施設など)	を行う場合における占用許可及び
	行為許可	37

許認可等の処分に係る審査基準 (No1)

所 管 部 局 県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839 型 港湾区域内及び港湾隣接地域内における工事等の許可名 称 【公共海岸の営利利用(海の家・キャンプ施設など)を行う場合にお	
占用許可及び行為許可を除く。】	おける
機 要 港湾区域内及び港湾隣接地域内において、水域又は公共空地の占用の採取、一定の港湾施設の建設又は改良、その他港湾の開発、利用2全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為をする場合湾管理者の許可を受けなければならない。	又は保
根 拠 法 令 及 び 条 項 ^{港湾法第 37 条第 1 項}	
1. 港湾計画の遂行に支障を与えないこと。また、港湾施設を建設合は、港湾計画等によって位置付けられていること。 2. 当該箇所でなければ目的を達成することが不可能又は著しく認あること。 3. 他の港湾施設の維持管理及び整備に支障を与えないこと。 4. 工作物を設置する場合は、安全な構造であること。 5. 土砂採取、危険物の設置等他の法令により規制を受ける行為を合は、当該法令に従うこと。 6. 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。支障を与えるおそれの合は、港長の許可を得ること。 7. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障るおそれのある場合は、事業者の同意を得ること。 8. 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。 9. 水域及び公共空地の占用については、原則として公共性が確保いること。 10. 水域の占用を行う場合には、申請者が占用しようとする水域の土地の利用について正当な権利を有するとともに、当該水域とその土地を一体として使用するものであること。ただし、次に掲げに該当する場合は、この限りではない。 (ア)国又は地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体が公共用又は公益事業の用に供するために占用を行う場合(イ)工作物の設置を伴わない、一時的な占用を行う場合(ウ)その他、公益上知事がやむを得ないと認める場合 11. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 12. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。	困 す あ を で 背のる 難 る る 与 き 後背項で 場 場 え て の後目

標準処理期間		20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。
申	提出先	和歌山下津港、加太港及び大川港 和歌山下津港湾事務所総務管理課 上記以外の港湾 各港湾を所管する建設部管理保全課
	提出時期	随時
	提出方法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務 所等の管理担当に提出してください。
請	手 数 料	なし
占用料金等		和歌山県港湾占用料等徴収条例の規定による金額
相	談 窓 口	上記提出先に直接ご相談ください。
備	考	許可を受けずに工事等を行った者は、1年以下の懲役又は50万円以下の 罰金の規定がある。(港湾法第63条第4項第1号)

和歌山県

許認可等の処分に係る審査基準 (No2)

		IIIII J 子の処力に示る曲直至半(NOZ)
所	管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839
処	名 称	港湾占用料等の減免
分	概要	公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、占用料等を減免することができる。
	拠 法 令 び 条 項	和歌山県港湾占用料等徴収条例第3条
審:	査 基 準	 公益上の必要その他特別の事由があると認めるときであること。 例)国又は地方公共団体その他公共団体が、公用、公共用その他公益上の目的のために行う場合 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。
標準処理期間		20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第 39 号)第 1 条に規定する県の休日は含まない。
申	提出先	和歌山下津港、加太港及び大川港 和歌山下津港湾事務所総務管理課 上記以外の港湾 各港湾を所管する建設部管理保全課
	提出時期	減免を受けようとする許認可等の申請書の提出と同時に提出してください。
	提出方法	所定の申請書及び添付書類を減免を受けようとする許可を所管する事務 所等の管理担当に提出してください。
請	手 数 料	なし
占用料金等		なし
相	談窓口	上記提出先に直接ご相談ください。
備	考	

許認可等の処分に係る審査基準(No3)

			計談り寺の処力に徐る番箕基準(NO3)
所	管部	局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839
処	名	称	港湾施設の使用許可
分	概	要	和歌山県港湾施設管理条例別表第1に掲げる港湾施設(港湾施設用地を除く。)を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。指定管理者が管理を行う港湾施設にあっては、指定管理者の許可を受けなければならない。
	拠 び 条	令 項	和歌山県港湾施設管理条例第4条第1項
審	査 基	準	 港湾施設の使用にあたって、必要な免許、許可、登録その他の資格を有していること。 港湾計画の遂行に支障を与えないこと。 港湾施設の目的又は用途に合致していること。合致していない場合は、公益上の必要性が認められること。 他の港湾施設の維持管理及び整備に支障を与えないこと。 港湾施設の能力を超過していないこと。 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、港長の許可を得ること。 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、事業者の同意を得ること。 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。
標準処理期間		間	和歌山下津港における係留施設(小型船舶係留施設を除く。)、臨港交通施設(鉄道を除く。)、荷さばき施設(上屋、荷さばき地、水面整理場を除く。)、船舶補給施設、港湾環境整備施設については、上記審査基準に抵触するおそれがないことが明らかな場合は、即時とする。それ以外の場合は 20 日以内とする。ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。

申	提 出 先	和歌山下津港、加太港及び大川港 和歌山下津港湾事務所総務管理課 上記以外の港湾 各港湾を所管する建設部管理保全課 ただし、和歌山県の事務処理の特例に関する条例(平成 11 年和歌山県条 例第 38 号)に規定する市町村が処理する事務とされているものについて は、当該市町村とする。
	提出時期	随時
	提出方法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務 所等の管理担当に提出してください。
請	手 数 料	なし
占用	月料金等	和歌山県港湾施設管理条例の規定による金額
相	談窓口	上記提出先に直接ご相談ください。
備	考	許可を要しない施設の使用については、申請の必要はありません。詳しくは各港湾を所管する事務所まで問い合わせください。 許可を受けずに港湾施設の使用等を行った者は、5万円以下の過料の規定がある。(和歌山県港湾施設管理条例第19条第2号)

和歌山県

許認可等の処分に係る審査基準 (No4)

所'	管 部 层	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839
処	名 称	港湾施設用地の使用許可
分	概 累	港湾施設用地を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。
	拠 法 st び 条 項	和歌川県港湾施設管理条例第4条第2頃
審	査 基 準	 港湾施設用地の使用にあたって、必要な免許、許可、登録その他の資格を有していること。 当該箇所でなければ目的を達成することが不可能又は著しく困難であること。 港湾計画の遂行に支障を与えないこと。 他の港湾施設の維持管理及び整備に支障を与えないこと。 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、港長の許可を得ること。 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、事業者の同意を得ること。 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。
標準処理期間		20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第 39 号)第 1 条に規定する県の休日は含まない。
申	提出先	和歌山下津港、加太港及び大川港 和歌山下津港湾事務所総務管理課 上記以外の港湾 各港湾を所管する建設部管理保全課
	提出時期	随時
	提出方法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務 所等の管理担当に提出してください。
請	手 数 彩	なし

占用料金等	和歌山県港湾施設管理条例の規定による金額
相談窓口	上記提出先に直接ご相談ください。
備考	許可を受けずに港湾施設の使用等を行った者は、5万円以下の過料の規定がある。(和歌山県港湾施設管理条例第19条第2号)

許認可等の処分に係る審査基準 (No5)

所	管部)	局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839
処	名	称	港湾施設への工作物その他の設備の設置許可
分	概	要	港湾施設(港湾施設用地を含む。)の使用許可を受けたものが、港湾施設の使用にあたって、その使用場所に工作物その他の設備を設置しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。
		令 項	和歌山県港湾施設管理条例第4条第3項
審	査 基 注	準	 工作物その他の設備の設置にあたって、必要な免許、許可、登録その他の資格を有していること。 当該箇所でなければ目的を達成することが不可能又は著しく困難であること。 港湾計画の遂行に支障を与えないこと。 港湾施設の目的又は用途に合致していること。合致していない場合は、公益上の必要性が認められること。 他の港湾施設の維持管理及び整備に支障を与えないこと。 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、港長の許可を得ること。 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、事業者の同意を得ること。 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。
標準処理期間		間	20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第 39 号)第 1 条に規定する県の休日は含まない。
申	提出:	先	和歌山下津港、加太港及び大川港 和歌山下津港湾事務所総務管理課 上記以外の港湾 各港湾を所管する建設部管理保全課
請	提出時期	期	随時

	提出方法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務 所等の管理担当に提出してください。
	手 数 料	なし
占用	月料金等	なし
相	談窓口	上記提出先に直接ご相談ください。
備	考	許可を受けずに港湾施設の使用等を行った者は、5万円以下の過料の規定がある。(和歌山県港湾施設管理条例第19条第2号)

許認可等の処分に係る審査基準 (No6)

			Timed Google Made Made Made Made Made Made Made Mad
所 '	管部)	局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839
処	名	称	港湾施設の現状に変更を加える行為許可
分	概	要	和歌山県港湾施設管理条例第4条の規定による許可に係るものを除き、港湾施設の現状に変更を加えるようとする者は、知事の許可を受けなければならない。(例:臨港道路の側溝に蓋等を設置する場合等)
		令 項	和歌山県港湾施設管理条例第4条の2
審査基準		嶄	 港湾計画の遂行に支障を与えないこと。 港湾施設の目的又は用途に合致していること。合致していない場合は、公益上の必要性が認められること。 他の港湾施設の維持管理及び整備に支障を与えないこと。 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、港長の許可を得ること。 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、事業者の同意を得ること。 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。
標準処理期間		間	20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第 39 号)第 1 条に規定する県の休日は含まない。
申	提出;		和歌山下津港、加太港及び大川港 和歌山下津港湾事務所総務管理課 上記以外の港湾 各港湾を所管する建設部管理保全課
	提出時	期	随時
	提出方法	法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務 所等の管理担当に提出してください。
請	手 数 :	料	なし

占用料金等	なし
相談窓口	上記提出先に直接ご相談ください。
備考	許可を受けずに港湾施設の現状に変更を加える行為を行った者は、5万円以下の過料の規定がある。(和歌山県港湾施設管理条例第19条第1号)

許認可等の処分に係る審査基準(No7)

	一部の子の処力に示る曲直至半(101)
所管部局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839
処 名 称;	港湾施設使用料の還付
機 男	特別の事情のため港湾施設を使用することができなかったときは、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。
根拠法令 及び条項	和歌山県港湾施設管理条例第5条第3項
審査基準	 特別の事情のため港湾施設を使用することができなかったことが明らかなこと。 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。
標準処理期間	20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成 元年和歌山県条例第 39 号)第 1 条に規定する県の休日は含まない。
提出先	和歌山下津港、加太港及び大川港 和歌山下津港湾事務所総務管理課 上記以外の港湾 各港湾を所管する建設部管理保全課 ただし、和歌山県の事務処理の特例に関する条例(平成 11 年和歌山県条 例第 38 号)に規定する市町村が処理する事務とされているものについて は、当該市町村とする。
提出時期	随時
提出方法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務 所等の管理担当に提出してください。
青数料;	なし
占用料金等	なし
相談窓口	上記提出先に直接ご相談ください。
備考	

許認可等の処分に係る審査基準(No8)

		「心の子のだりにかる曲直至半(100)
所管	宮部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839
処	名 称	港湾施設使用料の減免
分	概要	公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、使用料等を減免することができる。
根 扱及 て	過 法 令が 条 項	和歌山県港湾施設管理条例第5条第4項
審道	5 基準	 公益上の必要その他特別の事由があると認めるときであること。 例)国又は地方公共団体その他公共団体が、公用、公共用その他公益上の目的のために行う場合 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。
標準	処理期間	20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第 39 号)第 1 条に規定する県の休日は含まない。
申	提 出 先	和歌山下津港、加太港及び大川港 和歌山下津港湾事務所総務管理課 上記以外の港湾 各港湾を所管する建設部管理保全課 ただし、和歌山県の事務処理の特例に関する条例(平成 11 年和歌山県条 例第 38 号)に規定する市町村が処理する事務とされているものについて は、当該市町村とする。
	提出時期	減免を受けようとする許認可等の申請書の提出と同時に提出してください。
	提出方法	和歌山県港湾施設管理条例第 4 条の規定に基づく使用等の申請書の提出と同時に提出してください。
請	手数料	なし
占用料金等		なし
相影	炎 窓 口	上記提出先に直接ご相談ください。
備	考	

許認可等の処分に係る審査基準(No9)

所 管 部 局 県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839 処 名 称 マリーナにおいて、物品を販売すること、興行をすること、展示会、競技会、講習会その他これらに類する催しのためにマリーナを使用すること及びその他知事の指定する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 根 拠 法 令 及 び 条 項 和歌山県マリーナ条例第4条第1項 書 基 準 1. 公衆のマリーナの利用に支障を及ぼさないと認められること。2. 和歌山県マリーナ条例第5条の第5を入財定に該当しないこと。3. マリーナの維持管理及び運営に支障を入ぼさないこと。4. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。5. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。5. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。5. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。6. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。7. 年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。7. 年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。7. 年和歌山下津港湾事務所総務管理課 申 提 出 先 和歌山マリーナ和歌山下津港湾事務所総務管理課 提出時期 随時 提出方法 事務所等の管理担当に提出してください。6. 事務所等の管理担当に提出してください。7. 年数 数 なし 占 用 料 金 等 和歌山県マリーナ条例の規定による金額 相 談 窓 口 上記提出先に直接で相談ください。6. 備 考			「 「 Mode」 Mode」 Mode」 Mode」 Mode」 Mode」 Mode」 Mode」 Mode Mo
 概要 マリーナにおいて、物品を販売すること、興行をすること、展示会、競技会、講習会その他これらに類する催しのためにマリーナを使用すること及びその他知事の指定する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 根拠法令 和歌山県マリーナ条例第4条第1項 1. 公衆のマリーナの利用に支障を及ぼさないと認められること。2. 和歌山県マリーナ条例第5条の規定に該当しないこと。3. マリーナの維持管理及び運営に支障を与えないこと。4. 申請書の記載内容及び派付書類に不備がないこと。5. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。5. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。6. ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。 申 提出先 和歌山マリーナ 和歌山下津港湾事務所総務管理課 提出時期 随時 提出方法	所	管 部 局	
 概 要 会、講習会その他これらに類する催しのためにマリーナを使用すること及びその他知事の指定する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 根 拠 法 令 取	処	名 称	マリーナにおける行為の許可
及び条項 1. 公衆のマリーナの利用に支障を及ぼさないと認められること。 2. 和歌山県マリーナ条例第5条の規定に該当しないこと。 3. マリーナの維持管理及び運営に支障を与えないこと。 4. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 5. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。 中 提出先 和歌山マリーナ 和歌山下津港湾事務所総務管理課 提出時期 随時 提出方法 所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとするマリーナを所管する事務所等の管理担当に提出してください。 手数料 なし 占用料金等 和歌山県マリーナ条例の規定による金額 相談窓口上記提出先に直接ご相談ください。	分	概要	会、講習会その他これらに類する催しのためにマリーナを使用すること及びその他知事の指定する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなけ
 審 査 基 準 2. 和歌山県マリーナ条例第5条の規定に該当しないこと。 3. マリーナの維持管理及び運営に支障を与えないこと。 4. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 5. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。 20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。 申 提 出 先 提出時期 随時 提出方法 請 所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとするマリーナを所管する事務所等の管理担当に提出してください。 占 用 料 金 等 和歌山県マリーナ条例の規定による金額 相 談 窓 ロ 上記提出先に直接ご相談ください。 			和歌山県マリーナ条例第4条第1項
 標準処理期間 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。 申 提出先 和歌山マリーナ 和歌山下津港湾事務所総務管理課 提出時期 随時 提出方法 所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとするマリーナを所管する事務所等の管理担当に提出してください。 	審:	査 基 準	2. 和歌山県マリーナ条例第5条の規定に該当しないこと。3. マリーナの維持管理及び運営に支障を与えないこと。4. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。
 提出先 和歌山下津港湾事務所総務管理課 提出時期 随時 提出方法 所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとするマリーナを所管する事務所等の管理担当に提出してください。 事 数料 なし 占用料金等 和歌山県マリーナ条例の規定による金額 相談窓口 上記提出先に直接ご相談ください。 	標準処理期間		ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成
提出方法 所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとするマリーナを所管する事務所等の管理担当に提出してください。	申	提出先	1-3
提出方法 事務所等の管理担当に提出してください。 手数料 なし		提出時期	随時
		提出方法	
相 談 窓 ロ 上記提出先に直接ご相談ください。	請	手 数 料	なし
	占用	月料金等	和歌山県マリーナ条例の規定による金額
備 考	相	談窓口	上記提出先に直接ご相談ください。
	備	考	

許認可等の処分に係る審査基準(No10)

所 管 部 局 県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839 型 名 称 マリーナにおける工作物等の設置許可 概 要 マリーナにおいて工作物その他の設備を設置しようとする者は、知事の記可を受けなければならない。 根 拠 法 令 及 び 条 項 和歌山県マリーナ条例第6条第1項 1. 公衆のマリーナの利用に支障を及ぼさないと認められること。 2. 和歌山県マリーナ条例第5条の規定に該当しないこと。 3. マリーナの維持管理及び運営に支障を与えないこと。 4. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。
図
機要可を受けなければならない。根拠法令及び条項1.公衆のマリーナの利用に支障を及ぼさないと認められること。 2.和歌山県マリーナ条例第 5条の規定に該当しないこと。審査基準
及び条項 和歌山県マリーナ条例第6条第1項 1. 公衆のマリーナの利用に支障を及ぼさないと認められること。 2. 和歌山県マリーナ条例第5条の規定に該当しないこと。 審査基準 3. マリーナの維持管理及び運営に支障を与えないこと。
2. 和歌山県マリーナ条例第5条の規定に該当しないこと。 審 査 基 準 3. マリーナの維持管理及び運営に支障を与えないこと。
5. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。
20 日以内とする。 標準処理期間 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第 39 号)第 1 条に規定する県の休日は含まない。
申 提出 先 和歌山マリーナ 和歌山下津港湾事務所総務管理課
提出時期 随時
提出方法 所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとするマリーナを所管する 事務所等の管理担当に提出してください。
ま 数料 なし
占用料金等 和歌山県マリーナ条例の規定による金額
相 談 窓 ロ 上記提出先に直接ご相談ください。
備 考 和 歌 川 周

許認可等の処分に係る審査基準(No11)

所	管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839
処	名 称	マリーナにおける使用料の減免
分	概要	公益上の必要その他特別の事由があると認めたときは、使用料を減免することができる。
	拠 法 令 び 条 項	和歌山県マリーナ条例第7条第2項
審	査 基 準	 公益上の必要その他特別の事由があると認めるときであること。 例)国又は地方公共団体その他公共団体が、公用、公共用その他公益上の目的のために行う場合 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。
標準処理期間		20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第 39 号)第 1 条に規定する県の休日は含まない。
申	提出先	和歌山マリーナ和歌山下津港湾事務所総務管理課
	提出時期	減免を受けようとする許認可等の申請書の提出と同時に提出してください。
	提出方法	所定の申請書及び添付書類を減免を受けようとする許認可等の申請書の 提出と同時に提出してください。
請	手 数 料	なし
占用料金等		なし
相談窓口		上記提出先に直接ご相談ください。
備	考	

許認可等の処分に係る審査基準(No12)

 所管部局 県土整備部港湾空港局港湾空港保港湾管理班電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839 処 名 称 臨港地区分区内の建設等の許可 根 要 和歌山県の臨港地区の区域内においては、分区を指定し、各分区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物の建設を規制していますが、知事が公益上やむを得ないと認めて許可した場合は、この限りではありません。 根 拠 法 令 和歌山県が管理する港湾の臨港地区内の分区における建築物等の規制に関する条例第3条 審 車 革 準 1. 公益上やむを得ないと認められるものであること。 2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 標準処理期間 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。 申 提 出 先 和歌山下津港湾事務所総務管理保上記以外の港湾各港湾を所管する建設部管理保全課提出市財、所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務所等の管理担当に提出してください。 請 す 数 料 なし 占 用 料 金 等 なし 相 談 窓 ロ 上記提出先に直接ご相談ください。 債 考 		U	Tim U等の処力に係る番直基準(NOTZ)
## おおいには、分区を指定し、名分区の目的を ## 対象山県の臨港地区の区域内においては、分区を指定し、名分区の目的を ## 対象山県の臨港地区の区域内においては、分区を指定し、名分区の目的を ## 対象山県が管理する港湾の臨港地区内の分区における建築物等の規制に 関する条例第3条 ## 本 単	所'	管 部 局	
横 要 著しく阻害する建築物その他の構築物の建設を規制していますが、知事が 公益上やむを得ないと認めて許可した場合は、この限りではありません。 根 拠 法 令 和歌山県が管理する港湾の臨港地区内の分区における建築物等の規制に 関する条例第3条 審 査 基 準 1. 公益上やむを得ないと認められるものであること。 2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 標準処理期間 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。 申 提 出 先 和歌山下津港、加太港及び大川港和歌山下津港湾事務所総務管理課上記以外の港湾各港湾を所管する建設部管理保全課 提出時期 随時 提出方法 所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務所等の管理担当に提出してください。 手 数 料 なし 占 刊 料 金 等 なし 相 談 窓 ロ 上記提出先に直接ご相談ください。 備 考	処	名 称	臨港地区分区内の建設等の許可
及び条項 関する条例第3条 a	分	概要	著しく阻害する建築物その他の構築物の建設を規制していますが、知事が
 番 査 基 準 2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 標準処理期間 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。 申 提 出 先 和歌山下津港、加太港及び大川港和歌山下津港湾事務所総務管理課上記以外の港湾各港湾を所管する建設部管理保全課 提出時期 随時 提出方法 所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務所等の管理担当に提出してください。 手 数 料 なし 占 用 料 金 等 なし 相 談 窓 口 上記提出先に直接ご相談ください。 備 考 			
 標準処理期間 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。 申 提出 先 和歌山下津港、加太港及び大川港和歌山下津港湾事務所総務管理課上記以外の港湾各港湾を所管する建設部管理保全課 提出時期 随時 現出方法 所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務所等の管理担当に提出してください。 	審	査 基 準	
提出先 記以外の港湾 各港湾を所管する建設部管理保全課 提出時期 随時 提出方法 所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務 所等の管理担当に提出してください。	標準	処理期間	ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成
提出方法所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務所等の管理担当に提出してください。ま数料なし占用料金等なし相談窓口上記提出先に直接ご相談ください。備者考	串	提出先	和歌山下津港湾事務所総務管理課上記以外の港湾
提出方法 所等の管理担当に提出してください。 請 手数料 なし 占用料金等 なし 相談窓口 上記提出先に直接ご相談ください。 備 考		提出時期	随時
高 よ 占用料金等 なし 相談窓口 上記提出先に直接ご相談ください。 備 考		提出方法	
相 談 窓 口 上記提出先に直接ご相談ください。 備 考	請	手数料	なし
備 考	占用料金等		なし
	相談窓口		上記提出先に直接ご相談ください。
	備	考	

許認可等の処分に係る審査基準(No13)

	Timの等の処力に床る笛直室竿(NOIS)				
所管	部局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839			
処名	称	和歌山下津港入港料の減免			
概	要	和歌山下津港に入港する船舶は、和歌山下津港入港料条例第2条の規定により、入港料を納付しなければなりませんが、同条例第3条第1項及び第2項の規定による場合以外に同条第3項により入港料を減免する場合があります。			
	法令条項	和歌山下津港入港料条例第3条第3項			
審查	基準	 和歌山下津港入港料条例施行規則(昭和 52 年和歌山県規則第 27 号) 第 4 条に規定する船舶であること。 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 			
標準処理	里期間	2日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成 元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。			
申提	出先	和歌山下津港 和歌山下津港湾事務所総務管理課			
提比	出時期	随時			
提出	出方法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務 所等の管理担当に提出してください。			
請	数料	なし			
占用料金等		なし			
相談窓口		上記提出先に直接ご相談ください。			
備	考				

許認可等の処分に係る審査基準(No14)

	Tim りもりたりに示る笛直室学(NOT4)
所管部局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839
処 名 称	和歌山下津港入港料の還付
概要	既納の入港料は、基本的に還付しませんが、知事が特別の事由があると認めるときは、この限りではありません。
根拠法令及び条項	和歌山下津港入港料条例第4条
審査基準	 特別の事由があると認めるときであること。 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。
標準処理期間	20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成 元年和歌山県条例第 39 号)第 1 条に規定する県の休日は含まない。
提出先	和歌山下津港 和歌山下津港湾事務所総務管理課
提出時期	随時
提出方法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務 所等の管理担当に提出してください。
計 手数料	なし
占用料金等	なし
相談窓口	上記提出先に直接ご相談ください。
備考	

許認可等の処分に係る審査基準(No15)

	十両り寺の処力に係る番直基準(NOTS)
所管部局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839
処 名 称	海岸保全区域の占用許可 【公共海岸の営利利用(海の家・キャンプ施設など)を行う場合における 占用許可及び行為許可を除く。】
概要	海岸管理者以外の者が海岸保全区域(公共海岸の土地に限る。)内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて当該海岸保全区域を占用しようとする場合は、海岸管理者の許可を受けなければならない。
根拠法令及び条項	海岸法第7条第1項
審査基準	 海岸保全区域の用途又は目的を妨げないこと。 海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。 当該箇所でなければ目的を達成することが不可能又は著しく困難であること。 工作物を設置する場合は、安全な構造であること。 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、事業者の同意を得ること。 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。
標準処理期間	20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成 元年和歌山県条例第 39 号)第 1 条に規定する県の休日は含まない。
提出先	各海岸を所管する建設部管理保全課 港湾区域内の海岸保全区域については、当該港湾を所管する建設部管理保 全課及び和歌山下津港湾事務所総務管理課
提出時期	随時
提出方法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務 所等の管理担当に提出してください。
請 手数料	なし
占用料金等	和歌山県海岸占用料等徴収条例の規定による金額

相	談	窓		上記提出先に直接ご相談ください。
備			考	許可を受けずに占用を行った者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の規定がある。(海岸法第41条第1号)

許認可等の処分に係る審査基準(No16)

		「MOTO/ 「MOTO/
所'	管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839
処	名 称	海岸保全区域内の行為許可 【公共海岸の営利利用(海の家・キャンプ施設など)を行う場合における 占用許可及び行為許可を除く。】
分	概要	海岸保全区域内において、海岸法第8条第1項に規定する行為をしようとする者は、海岸管理者の許可を受けなければならない。
	拠 法 令び 条 項	海岸法第8条第1項
審	査 基 準	 海岸保全区域の用途又は目的を妨げないこと。 海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。 当該箇所でなければ目的を達成することが不可能又は著しく困難であること。 工作物を設置する場合は、安全な構造であること。 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、事業者の同意を得ること。 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。
標準処理期間		20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。
申	提出先	各海岸を所管する建設部管理保全課 港湾区域内の海岸保全区域については、当該港湾を所管する建設部管理保 全課及び和歌山下津港湾事務所総務管理課
	提出時期	随時
	提出方法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務 所等の管理担当に提出してください。
請	手数料	なし
占用	月料金等	和歌山県海岸占用料等徴収条例の規定による金額

相	談	窓		上記提出先に直接ご相談ください。
備			号	許可を受けずに行為を行った者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の規定がある。(海岸法第41条第2号)

許認可等の処分に係る審査基準(No17)

	計画の寺の処力に係る番直基準(NOI7)		
所'	管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
処	名 称	一般公共海岸区域の占用許可 【公共海岸の営利利用(海の家・キャンプ施設など)を行う場合における 占用許可及び行為許可を除く。】	
分	概要	海岸管理者以外の者が一般公共海岸区域内において、施設又は工作物を設けて当該一般公共海岸区域を占用しようとする場合は、海岸管理者の許可を受けなければならない。	
	- 拠 法 令 び 条 項	海岸法第 37 条の 4	
審	査 基 準	 一般公共海岸区域の用途又は目的を妨げないこと。 海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。 当該箇所でなければ目的を達成することが不可能又は著しく困難であること。 工作物を設置する場合は、安全な構造であること。 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、事業者の同意を得ること。 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。 	
標準	処理期間	20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第 39 号)第 1 条に規定する県の休日は含まない。	
申	提出先	各海岸を所管する建設部管理保全課	
	提出時期	随時	
	提出方法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務 所等の管理担当に提出してください。	
請	手 数 料	なし	
占用料金等		和歌山県海岸占用料等徴収条例の規定による金額	
相	談窓口	上記提出先に直接ご相談ください。	

備 考 許可を受けずに占用を行った者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金の規定がある。(海岸法第 42 条第 5 号)

許認可等の処分に係る審査基準(No18)

- Imodyototomoabate (Noto)		
県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839		
一般公共海岸区域の行為許可 【公共海岸の営利利用(海の家・キャンプ施設など)を行う場合における 占用許可及び行為許可を除く。】		
一般公共海岸区域内において、海岸法第37条の5に規定する行為をしようとする者は、海岸管理者の許可を受けなければならない。		
海岸法第 37 条の 5		
 一般公共海岸区域の用途又は目的を妨げないこと。 海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。 当該箇所でなければ目的を達成することが不可能又は著しく困難であること。 工作物を設置する場合は、安全な構造であること。 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、事業者の同意を得ること。 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。 		
20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第 39 号)第 1 条に規定する県の休日は含まない。		
各海岸を所管する建設部管理保全課		
随時		
所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務 所等の管理担当に提出してください。		
なし		
和歌山県海岸占用料等徴収条例の規定による金額		
上記提出先に直接ご相談ください。		

備 考 許可を受けずに行為を行った者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金の規定がある。(海岸法第 42 条第 6 号)

許認可等の処分に係る審査基準(No19)

		一覧のものだろに示る曲直至十(1613)
所管部	部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839
処名	称	海岸占用料等の減免
機分	要	公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、占用料等を減免することができる。
	去令系項	和歌山県海岸占用料等徴収条例第3条
審查	甚 準	 公益上の必要その他特別の事由があると認めるときであること。 例)国又は地方公共団体その他公共団体が、公用、公共用その他公益上の目的のために行う場合 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。
標準処理	期間	20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。
申提	出先	各海岸を所管する建設部管理保全課 港湾区域内の海岸保全区域については、当該港湾を所管する建設部管理保 全課及び和歌山下津港湾事務所総務管理課
提出	出時期	減免を受けようとする許認可等の申請書の提出と同時に提出してくださ い。
提出	出方法	海岸法第7条第1項又は第37条の4の規定に基づく使用等の申請書の提出と同時に提出してください。
請手	数料	なし
占用料金等		なし
相談窓		上記提出先に直接ご相談ください。
備	考	

許認可等の処分に係る審査基準(No20)

		Timの守り処力に床る番直至学(NOZO)
所管部	局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839
処 名	称	海岸占用料等の還付
概	要	既納の占用料等は、還付しない。ただし、知事が特別の事由があると認め たときは、この限りでない。
	令 項	和歌山県海岸占用料等徴収条例第4条
審査基	準	 特別の事由があると認めるときであること。 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。
標準処理期間		20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。
提出	先	各海岸を所管する建設部管理保全課 港湾区域内の海岸保全区域については、当該港湾を所管する建設部管理保 全課及び和歌山下津港湾事務所総務管理課
提出時	期	随時
提出方	法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする海岸を所管する事務 所等の管理担当に提出してください。
請 手 数	料	なし
占用料金等		なし
相談窓		上記提出先に直接ご相談ください。
備	考	

許認可等の処分に係る審査基準(No21)

	計談り寺の処方に係る番首奉华(NOZT)		
所(管部局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
処	名 称	海岸占用料等の延滞金の減免	
分	概要	知事は、占用料等を納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めたときは、延滞金を減免することができる。	
	拠 法 令び 条 項	和歌山県海岸占用料等徴収条例第6条	
審	直 基 準	1. やむを得ない事由があると認めるときであること。2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。	
標準	処理期間	20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成 元年和歌山県条例第 39 号)第 1 条に規定する県の休日は含まない。	
申	提出先	各海岸を所管する建設部管理保全課 港湾区域内の海岸保全区域については、当該港湾を所管する建設部管理保 全課及び和歌山下津港湾事務所総務管理課	
	提出時期	減免を受けようとする許認可等の申請書の提出と同時に提出してください。	
	提出方法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする海岸を所管する事務 所等の管理担当に提出してください。	
請	手 数 料	なし	
占用	月料金等	なし	
相	談窓口	上記提出先に直接ご相談ください。	
備	考		

許認可等の処分に係る審査基準(No22)

		TimiU守U)処力に係る番直基準(NUZZ)
所	管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839
処	名 称	海浜公園における行為許可
分	概要	海浜公園において、物品を販売すること、興行をすること、展示会、競技会、講習会その他これらに類する催しのために海浜公園を使用すること及びその他知事の指定する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。
	拠 法 令 び 条 項	和歌山県海浜公園設置及び管理条例第3条第1項
審	査 基 準	 公衆の海浜公園の利用に支障を及ぼさないと認められること。 和歌山県海浜公園設置及び管理条例第4条の規定に該当しないこと。 海浜公園の維持管理及び運営に支障を与えないこと。 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。
標準処理期間		20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成 元年和歌山県条例第 39 号)第 1 条に規定する県の休日は含まない。
申	提出先	和歌山県浜の宮ビーチ及び和歌山県片男波ビーチ 和歌山下津港湾事務所総務管理課
	提出時期	随時
	提出方法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする海浜公園を所管する 事務所等の管理担当に提出してください。
請	手 数 料	なし
占用	月料金等	和歌山県使用料及び手数料条例の規定による金額
相談窓口		上記提出先に直接ご相談ください。
備	考	
		チ ∩ ਗਨ 나 ⊫

許認可等の処分に係る審査基準(No23)

	一一一		
所	管部局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
処	名 称	海浜公園における使用料等の減免	
分	概要	知事は、貧困その他特別の事情があると認めるものに対しては、使用料及 び手数料を減免することができる。	
	拠 法 で 条 項	和歌山県使用料及び手数料条例第3条	
審	査 基 準	 貧困その他特別の事由があると認めるときであること。 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 	
標準	処理期間	20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。	
申	提出先	和歌山県浜の宮ビーチ及び和歌山県片男波ビーチ 和歌山下津港湾事務所総務管理課	
	提出時期	減免を受けようとする許認可等の申請書の提出と同時に提出してください。	
	提出方法	所定の申請書及び添付書類を減免を受けようとする許認可等の申請書の 提出と同時に提出してください。	
請	手 数 料	なし	
占用料金等		なし	
相	談窓口	上記提出先に直接ご相談ください。	
備	考		

許認可等の処分に係る審査基準(No24)

	- 計誌可寺の処力に係る番直基準(NO24)		
所(管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
処	名 称	海底の土地の使用許可	
分	概要	海底の土地について、その用途又は目的を妨げない限度において、その使 用又は収益を許可することができる。	
	拠 法 令 び 条 項	国有財産法第 18 条第 6 項	
審 :	査 基 準	 その用途又は目的を妨げないこと。 公衆の利用に著しい支障を及ぼすおそれのないこと。 当該箇所でなければ目的を達成することが不可能又は著しく困難であること 工作物を設置する場合は、安全な構造であること。 土砂採取、危険物の設置等他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該法令に従うこと。 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、事業者の同意を得ること。 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。 	
標準処理期間		20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第 39 号)第 1 条に規定する県の休日は含まない。	
申	提出先	海底の土地を所管する建設部管理保全課	
	提出時期	随時	
	提出方法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする海底の土地を所管する事務所等の管理担当に提出してください。	
請	手 数 料	なし	
占用料金等		和歌山県海底の土地使用料徴収条例の規定による金額	

相談窓] 上記提出先に直接ご相談ください。	
備	25	

許認可等の処分に係る審査基準(No25)

計画可等の処力に示る笛直室学(1023)		
所管部局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
^処 名 称	海底の土地使用料の減免	
概要	公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。	
根 拠 法 令 及 び 条 項	和歌山県海底の土地使用料徴収条例第4条	
審査基準	 公益上の必要その他特別の事由があると認めるときであること。 例)国又は地方公共団体その他公共団体が、公用、公共用その他公益上の目的のために行う場合 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 	
標準処理期間	20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。	
提出先	海底の土地を所管する建設部管理保全課	
提出時期	減免を受けようとする許認可等の申請書の提出と同時に提出してください。	
提出方法	国有財産法第 18 条第 6 項の規定に基づく使用等の申請書の提出と同時に 提出してください。	
青	なし	
占用料金等	なし	
相談窓口	上記提出先に直接ご相談ください。	
備考	10 ab 11 18	

許認可等の処分に係る審査基準(No26)

	Timの守り延力に床る笛直室学(NOZO)
所管部局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839
処 名 称	海底の土地使用料の還付
概要	既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の事由があると認めた ときは、この限りでない。
根拠法令及び条項	和歌山県海底の土地使用料徴収条例第5条
審査基準	 特別の事由があると認めるときであること。 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。
標準処理期間	20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第 39 号)第 1 条に規定する県の休日は含まない。
提出先	海底の土地を所管する建設部管理保全課
提出時期	随時
提出方法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする海底の土地を所管する事務所等の管理担当に提出してください。
請 手数料	なし
占用料金等	なし
相談窓口	上記提出先に直接ご相談ください。
備考	≇∩ □ <i>h</i> , , □

許認可等の処分に係る審査基準(No27)

所管部局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾管理班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839
処 名 称	公共海岸の営利利用(海の家・キャンプ施設など)を行う場合における占用許可及び行為許可
概要	海岸管理者以外の者が海岸保全区域(公共海岸の土地に限る。)内又は一般公共海岸区域(水面を除く。)内において、海岸保全施設以外の施設若しくは工作物を設けて当該海岸保全区域又は当該一般公共海岸区域を占用及び行為をしようとする場合は、海岸管理者の許可を受けなければならない。
根拠法令及び条項	海岸法第7条第1項及び第8条第1項、海岸法第37条の4及び海岸法第37条の5並びに港湾法第37条第1項(港湾管理者が海岸管理者となる場合に限る。)
審査基準	1. 海岸保全区域又は一般公共海岸区域の用途又は目的を妨げないこと。 2. 海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。 3. 当該箇所でなければ目的を達成することが不可能又は著しく困難であること。 4. 工作物を設置する場合は、安全な構造で容易に撤去できるものとし、かつ一時的な設置であること。 5. 利用者の安全を確保すること。 6. 水質汚濁等、海岸環境を悪化させるおそれがないこと。 7. 申請書の記載内容及び添付資料に不備がないこと。 8. 申請主体が地方公共団体以外であって、利用者から料金を徴収する施設を設置する場合にあっては、以下に掲げる要件を満たすこと。 a) 申請主体が地方公共団体の関与する協議会等であること。 b) 事業目的が地域振興に資するものであること。 c) 近隣事業者の了解を得ていること。 d) 以下に掲げる環境保全のための条件を遵守すること。 〈騒音〉 ・近隣住民の住宅に迷惑を及ぼす大音声又は音を発しないこと。 ・特に深夜(23:00~06:00)の時間は注意すること。 ・その対応を行うための管理人を徒歩10分圏内に配置すること。 〈ゴミ〉 ・ゴミ袋(20 ㎏) 換算で1 袋を超えるゴミを放置することがないこと。 ※虚偽の申請(非営利申請)を行い利用者から料金を徴取した場合や、上記d)の条件が遵守できない場合は、占用許可を取り消す。 9. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。

標準処理期間		20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成 元年和歌山県条例第 39 号)第 1 条に規定する県の休日は含まない。
申	提出先	各公共海岸を所管する建設部管理保全課 港湾区域内の海岸保全区域については、当該港湾を所管する建設部管理保 全課及び和歌山下津港湾事務所総務管理課
	提出時期	随時
	提出方法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務 所等の管理担当に提出してください。
請	手 数 料	なし
占用料金等		和歌山県海岸占用料等徴収条例又は和歌山県港湾占用料等徴収条例の規定による金額
相	談窓口	上記提出先に直接ご相談ください。
備考		許可を受けずに海岸保全区域(公共海岸の土地に限る。)の占用を行った者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の規定がある。(海岸法第41条第1号、港湾法第63条第4項第1号) 許可を受けずに一般公共海岸区域(水面を除く。)の占用を行った者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金の規定がある。(海岸法第42条第5号) 許可を受けずに港湾隣接地域内の公共空地の占用を行った者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の規定がある。(港湾法第63条第4項第1号) ※ 審査基準5における利用者の安全確保については、安全マニュアルの作成などによって、確認を行う。

和歌山県